

国際シンポジウム「科学の不定性と社会」 オーストラリアの法廷におけるコンカレント・エヴィデンス・序論

The Hon Justice Peter McClellan

ニューサウスウェルズ州最高裁判所コモンロー首席判事

ピーター・マクレラン

2012年8月

オーストラリアでは、刑事裁判も民事裁判も対審構造(当事者主義)をとっている。このことは、訴訟当事者双方がそれぞれの主張を有利にするために、専門家証拠を含む規則に基づいて、認められるどのような証拠も要求する自由があるということを意味している。この論文では、民事訴訟における専門家証拠(expert evidence)と言われるものについてお話しする。

現在では裁判所によって見解は異なるのだが、以前は訴訟当事者が訴訟における争点について証拠を示すために自分たちが選んだ専門家を招集することが自由であった。同一の問題について証拠を示すために、一人以上の専門家を呼ぶことができたのである。近年になると、専門家による証拠は、裁判の前に、文書とし、敵対する当事者と交換することが求められている。専門家は通常口頭で証拠を示し、その報告書を提出し、時には反対尋問を受けることになる。訴訟の性質と争点の複雑さにも拠るが、専門家の報告書は何ページにもわたり、専門家による口頭の証拠提示には何日もかかることがある。

争点 Some issues

20世紀は、あらゆる分野の営みにおいて、知識が驚くほど増加した時代である。医学、工学技術、建築、会計学、都市計画、その他いかなる分野であろうと、知識を習得する分野ではゼネラリストと言われる人はごくわずかである。知識の増加と専門分野の発展により、以前より多くの問題が専門家の証拠提示によって情報を与えられるということを意味している。

20世紀後半を前に、オーストラリアの裁判所は、イギリスの裁判所がそうであったように、多くの問題点が専門家証拠にあることに気がついた。そして、多くの裁判所がそれらの問題点に取り組み始めたのである。主な争点は以下である。

- ・ 専門家証拠を入手するために訴訟当事者が負うコスト。
- ・ 同一の専門領域の専門家が複数で証拠提示することによりもたらされる時間と経済的負

担という不必要なコスト。

- ・ 一方の側の当事者が他方の側より豊富な財力がある場合に、訴訟手続きが不正義となるかどうかということ。
- ・ 通常、当事者主義的(対審構造的)偏向と言われる公平性の欠如。
- ・ 専門家間で食い違う部分を明確にし、裁判での議論を紛争の争点に限定できなかったことにより当事者にもたらされる莫大なコスト。
- ・ 当事者主義(対審構造)手続きにおいて、証拠を求められた際に、専門家から最善の証拠を入手する困難さ。

裁判前処理 Pre-trial management

オーストラリアの裁判所はすべて、ある程度はいくつかの指摘されている問題に対応してきた。多くの裁判所は、司法官が当事者たちと協力して裁判で解決されるべき争点を明らかにしようとする場合には、裁判前処理手続きを導入してきた。専門家証拠が必要とされるさまざまな争点を確認されると、「返答報告書(report in reply)」を提供することにより、一方の専門家による証拠にもう一方の専門家が応答する機会が与えられて、当事者たちが裁判に先立って専門家報告書を交換するように命令がなされるのが通常となる。

裁判前処理を担当する司法官は、それぞれの裁判所の規則にしたがって、個々の争点に関し召喚されるべき専門家の数を制限し、実際に争われているさまざまな問題にのみ専門家の報告書を限定する権限をもつことになる。

多くの裁判所は、裁判の前に専門家同士が直接面会し、お互いが同意する点と同意しない点について述べた共同声明を作成することを求めている。この声明は裁判に提出されることになる。その目的は、専門家証拠に割かれるべき裁判時間を最小限にすることである。

偏り Bias

100 年以上前、代理人たちは、対審的訴訟がもつ専門家の偏向という問題について話し合っていた。このことは、全ての人によってではなくとも多くの人にとっては避けられないこととして受け入れられている。この偏向性は必ずしも意識されたものであるわけではなく、また、一般的に意識されたものでさえない。問題は、競争的環境と議論に勝利したいという欲望が支配的な力となっていることにある。だれも負ける側には立ちたくない。勝つ見込みのありそうな訴訟当事者によって雇われるかどうかにより左右され、また、多くの場合実際に左右される専門家にとっては特にそうである。

オーストラリアの裁判所は、さまざまなやり方で偏向性の問題に取り組んできた。多くの裁判所は、専門家が法廷で証拠を差し出す前に、行動規範を了解し遵守することを求めるガイドラインを提示している。この規範の中心的要件は、専門家の最も重要な責務は法廷に対してであって彼らの顧客に対してではないということを経験家が理解することにある。

また、特定の問題に関して証拠を出すために裁判所が自ら専門家を指名する場合もあれば、確認された争点について(通常は両当事者が同意した)一人の専門家だけが証拠を示すことを当事者たちが受け入れるよう要求する裁判所もある。前者は通常「裁判所指名専門家(court appointed experts)」と呼ばれ、後者は「単独専門家(single experts)」と呼ばれる。裁判所が指名した専門家であっても、指名される専門家は両当事者が同意したものであるという、前者と後者の混合システムを使っている裁判所もある。

通常、裁判所指名専門家や単独専門家が任命されると、訴訟当事者は裁判所の許可なしに自分たち側の専門家と呼ぶことはできない。しかし、ある専門家が特定の争点の解決に向けて重要な情報を付け加えることができるということを当事者が明らかにすることができるならば許可が与えられることもある。また、当事者たちがそれぞれの専門家を用意している場合でも、争点が特に複雑である場合には、紛争の解決を手助けするために裁判所が専門家を指名するケースもある。

ニュー・サウス・ウェールズ州最高裁判所では、特に、経理、経済的損失評価、軽微な被害訴訟などを含んだ複数の争点に関連する重大な人身傷害訴訟では、単独専門家が一般に指名されている。現在のニュー・サウス・ウェールズ州立法の構造に原因があるのだが、将来治療の性質やコストといった重大な争点を解決することが求められている。裁判所は通常これらの争点については単独専門家に限定していない。

ニュー・サウス・ウェールズ州土地・環境裁判所は、ニュー・サウス・ウェールズ州での自然環境と構築環境に関わる全ての訴訟を決着させている。その裁判所では、両当事者が承認した専門家は、全訴訟のうち少なくとも 50 パーセントの割合で裁判所によって指名されている。

裁判所が単独専門家を指名するという経験をしてきたことにより、受理された専門家証拠の質と統一性を全体的に高めることになった。これらの結果は専門家たちによって承認されている。中には、特定の訴訟当事者に対する責任がない場合での客観性というより強い責務を

公けに認めた専門家もいる。コスト削減は達成することができるのである。これらの経験が示しているように、全ての訴訟が単独専門家に適していないとは言えないのである。

一方では、裁判所による単独専門家指名は、裁判所から専門家への不適切な意思決定力の委譲を引き起こすかもしれないという懸念が出ている。

コンカレント・エヴィデンス Concurrent Evidence

私が示してきたように、現在の対審構造的手続きのもとでは、訴訟当事者は自分たちが選んだ専門家を呼ぶが、その専門家は尋問され、反対尋問にさらされ、再度尋問されることになる。原告側が最初に訴訟を提起し(告訴)、ついで被告側がそれに応戦するかたちになる。それぞれの訴訟当事者が指名する専門家による証拠提示には何日もかかる場合があるし、それとは別に何週間もかかることがあるが、専門家が裁判官の前で当該問題についてお互いに話し合うという機会は皆無である。訴訟は訴訟代理人に支配された争いである。何年も前に出来上がった訴訟手続きというものは、紛争が今より複雑でなく、専門家証拠が今ほど重要でなかった時代のことであり、現代の専門家証拠に合わせて変化することが求められている。対審構造下での法的手続きは非効率な場合があるし、専門家が裁判のために最善のアシストができるようにするものとは限らない。

これらの問題に取り組み、専門家証拠においてより高い統一性・整合性を促進するために、「コンカレント・エヴィデンス(concurrent evidence)」という手続きが開発された。この手続きは今や、オーストラリアの民事訴訟を扱う多くの裁判所や裁決機関で利用されている。基本的なステップは以下ようになる。

- ・ 専門家たちは報告書を作成しそれをやり取りする。
- ・ 専門家たちは直接会って争点を議論し、同意する点・同意しない点に関する共同報告書を作成する。
- ・ いかなる訴訟であっても、全ての専門家は同時に呼び出され、証拠を一緒に提出する。
- ・ 公判裁判官は当事者の代理人たちとともに共同報告書を使ってアジェンダを作成する。それは、裁判官が進行役を務める専門家たちとの「議論(discussion)」に活用される。裁判官、訴訟代理人、専門家は全員その議論に参加する。専門家たちは質問に回答するのだが、同時に、代理人による質問に制限されずにお互いに質問をすることもできる。

コンカレント・エヴィデンスの利点は非常に大きい。多くの訴訟において、裁判にかかる時間を

最大限 80 パーセントも短縮することができる。専門家たちはこの手続きを非常に好ましいものと思っている。なぜなら、あれこれと指示され誘導されるかもしれないが、代理人の質問に制限されることなく、自分と同じ専門領域の人たちに直接質問する機会がもてるからである。問題への真なる応答がより重要なのだというように法廷の雰囲気は変化している。多くの専門家たちは、同業の専門家に質問されうること、自分たちの応答がより完璧となり、従来の対審構造的手続き下で代理人に質問されていたときならば避けられたかもしれない、自分たちが提出した証拠の中の問題点を認めざるを得なくなると語っている。

私の経験から、一度の議論で、当事者と裁判官の質問が専門家によって応答される機会を提供するコンカレント・エヴィデンスは、従来の対審的手続きと比べ、認められるべき証拠を決定するより優れた方法であると言える。

将来に向けてのいくつかの問題点 Some future matters

裁判所補佐人と裁定人 Assessors and referees

オーストラリアのいくつかの裁判所は裁判所補佐人(専門家証拠を提出すべく裁判所によって指名された人)や裁定人(特定の争点について評価し説明できる専門家)を指名している。これらの人たちは専門家ではあるが証人ではない。これは、特定の分野での専門家としての知識という利益を裁判所に提供する別の手段と言える。

専門家との会話の開示 Disclosure of communication with experts

オーストラリアでかなりの論争を引き起こした問題は、当事者と専門家証人との会話を開示するのかという点である。一方の当事者と専門家との全ての会話は他方の当事者に入手可能であるべきだという提案がある。このことは、専門家による報告書の雛形を作成するということまで及ぶだろう。

反直感的証拠 Counterintuitive evidence

「反直感的」な専門家証拠とは それぞれの争点に関して陪審員たちが抱くかもしれない誤解について陪審員たちを教育することにより、誤審の潜在的原因を防ぐための証拠のことである。